

別表(第2条関係)

補助事業名	燃料電池バス導入促進補助事業
補助事業の目的	<p>本県では、自動車からの排出ガスの低減による大気環境の改善及び地球温暖化対策に資するため、また、水素社会の早期実現に向け、燃料電池モビリティの普及促進に取り組んでいる。</p> <p>県民の健康保護や生活環境の保全を図るため、国(環境省)の「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))」(以下「国補助」という。)と協調し、車両本体価格の一部を補助することにより、燃料電池バスの導入を促進する。</p>
補助事業の対象となる者	<p>県内に使用の本拠を置く燃料電池バスを導入する次に掲げる者のうち、国補助の対象となる者(国で定める目標(目安)等に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している事業者)で、国補助の交付決定を受けた者に限る。</p> <p>(1) 特定旅客自動車運送事業者に自らが所有又は使用するバス車両を貸与のうち、旅客運送を委託する学校法人又は企業等</p> <p>(2) 旅客自動車運送事業の分社等により、自らが 50%を超える出資比率によって設立した子会社たる旅客自動車運送事業者に、自らが所有するバス車両を貸与する者</p> <p>(3) バス車両を事業の用に供する者</p> <p>(4) バス車両の貸渡し(リース)を業とする者 ( (1)、(3) 及び(5) に貸し渡す者に限る。 )</p> <p>(5) 地方公共団体</p> <p>(6) その他知事が認める者</p>
補助対象経費	<p>燃料電池バスの車両本体価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とする。ただし、オプション等の諸費用は含まない。</p>
補助金の額	<p>補助対象経費から国補助金及び寄付金その他の収入額(市町補助金を含む)を除いた額の1/2(上限25,000千円)</p> <p>ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) (1) 補助対象事業の概要〔予定〕(別紙様式1) (2) 車両本体価格が明記されている見積書、見積内訳書【写し】 (3) 導入予定自動車の性能が分かる仕様書、カタログ等 (4) 国補助の交付決定通知書【写し】 (5) 登記事項証明書(現在事項全部証明書)(法人の場合のみ)※1 (6) 貸与料金の算定根拠明細書(リース事業者の場合のみ) (7) 消費税及び地方消費税の取扱いについて〔報告〕(別紙様式2) (8) その他知事が必要と認める書類 (指定期日) 別に指定する日
第7条第1項 (交付決定額の変更)	(添付書類) 第3条の添付書類に準じる。 (指定期日) 変更することが決まった後すみやかに
第11条 (実績報告)	(添付書類) (1) 補助対象事業の概要〔確定〕(別紙様式3) (2) 購入車両の代金に係る請求書、請求内訳書【写し】 (3) 購入車両の代金の支払いに係る領収書【写し】 (4) 購入車両の自動車検査証【写し】及び自動車検査証記録事項 (5) 国補助の金額確定通知書【写し】 (6) 自動車賃貸契約書【写し】(リース事業者の場合のみ) (7) 貸与料金の算定根拠明細書(リース事業者の場合のみ) (8) 市町補助金の交付決定通知書【写し】 (市町の補助金を受ける場合のみ) (9) その他知事が必要と認める書類 (指定期日) 下記(1)又は(2)のうち早い日 (1) 事業完了日又は国補助金に係る金額確定通知書発行日のうち遅い日から30日以内 (2) 令和7年4月10日
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間) 国補助に係る補助金要綱及び交付規定等に定める期間

※1 リース契約等の場合、リース事業者と予定貸与先のものが必要。地方公共団体は提出不要。